# 検疫法施行令 （昭和二十六年政令第三百七十七号）

#### 第一条（政令で定める検疫感染症）

検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであつてその血清亜型がＨ五Ｎ一又はＨ七Ｎ九であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一・Ｈ七Ｎ九）」という。）及びマラリアとする。

#### 第一条の二（検疫港等）

法第三条の政令で定める港又は飛行場は、別表第一のとおりとする。

#### 第一条の三（停留の期間）

法第十六条第三項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる感染症の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

###### 一

エボラ出血熱及びラッサ熱

###### 二

クリミア・コンゴ出血熱

###### 三

痘そう

###### 四

南米出血熱

###### 五

マールブルグ病及び新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。別表第二において「新型インフルエンザ等感染症」という。）

#### 第一条の四（審議会等で政令で定めるもの）

法第十六条の二第四項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

#### 第二条（手数料）

法第二十六条に規定する手数料の額は、別表第二の通りとする。

#### 第二条の二（診察等を行う検疫感染症以外の感染症）

法第二十六条の二の政令で定める感染症は、急性灰白髄炎、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、アメーバ赤痢、ウエストナイル熱、Ａ型肝炎、黄熱、狂犬病、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、腎じん  
症候性出血熱、日本脳炎、破傷風、ハンタウイルス肺症候群、麻しん及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び別表第二の二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）とする。

##### ２

法第二十六条の二に規定する手数料の額は、別表第二の二のとおりとする。

#### 第三条（検疫感染症に準ずる感染症）

法第二十七条第一項の政令で定める感染症は、ウエストナイル熱、腎じん  
症候性出血熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群及び新型コロナウイルス感染症とする。

#### 第四条（調査を行う区域）

法第二十七条第一項に規定する区域は、別表第三の通りとする。

#### 第五条（実費）

法第三十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、次に掲げるものとする。

###### 一

薬品費

###### 二

消耗品費

###### 三

食糧費

###### 四

委託収容費

###### 五

火葬費

###### 六

前各号に掲げるものの外、法第十四条第一項第一号から第四号まで又は第六号に規定する措置をとるために直接必要な費用

#### 第六条（国庫の負担）

法第三十三条の規定による国庫の負担は、各年度において保健所長が法第二十二条第三項又は第二十三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりとつた措置に要した費用の額から、法第三十二条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定により徴収した実費の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

# 附　則

この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

##### ２

検疫官吏服制（昭和二十三年政令第二百八十七号）は、廃止する。

# 附　則（昭和二八年八月二五日政令第二一七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二八年一二月一日政令第三七二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年一月二五日政令第七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年六月二八日政令第九〇号）

この政令は、昭和三十年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三一年六月一五日政令第一八四号）

この政令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

##### ２

検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域を指定する政令（昭和二十六年政令第三百八十八号）は、廃止する。

# 附　則（昭和三三年六月三〇日政令第一九六号）

この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三四年六月三〇日政令第二三一号）

この政令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三五年九月三〇日政令第二五六号）

この政令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和三六年六月三〇日政令第二三二号）

この政令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和三六年九月二九日政令第三一六号）

この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和三七年五月二九日政令第二二一号）

この政令は、昭和三十七年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和三七年九月二七日政令第三七七号）

この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和三九年九月三〇日政令第三一六号）

この政令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年二月二五日政令第一九号）

この政令は、昭和四十年三月一日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年六月二二日政令第二一九号）

この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

# 附　則（昭和四〇年一〇月一五日政令第三三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四一年三月二八日政令第四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四一年九月三〇日政令第三三八号）

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四二年九月二八日政令第三〇二号）

この政令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年八月八日政令第二六五号）

この政令は、昭和四十三年八月十日から施行する。

# 附　則（昭和四三年九月二七日政令第二八七号）

この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四三年一二月一二日政令第三三三号）

この政令は、昭和四十三年十二月十六日から施行する。

# 附　則（昭和四四年九月二二日政令第二四九号）

この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年六月八日政令第一七三号）

この政令は、昭和四十五年六月十日から施行する。

# 附　則（昭和四五年一〇月二七日政令第三一七号）

この政令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年一〇月一日政令第三二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年三月三〇日政令第四二号）

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四七年四月一七日政令第七七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四七年四月二八日政令第一〇九号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附　則（昭和四七年九月二九日政令第三四七号）

この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年二月二七日政令第一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四八年六月一四日政令第一五五号）

この政令は、昭和四十八年六月十五日から施行する。

# 附　則（昭和四八年九月二八日政令第二七三号）

この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四八年一一月三〇日政令第三五二号）

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

# 附　則（昭和四九年九月二六日政令第三三二号）

この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年九月一七日政令第二七二号）

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年一二月一六日政令第三五三号）

この政令は、昭和五十年十二月二十日から施行する。

# 附　則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇六号）

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年一月一八日政令第五号）

この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年三月一七日政令第三四号）

この政令は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年三月二九日政令第五四号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五三年三月三〇日政令第五七号）

この政令は、昭和五十三年四月十日から施行する。

# 附　則（昭和五三年六月二七日政令第二五七号）

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五四年六月一九日政令第一八一号）

この政令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五六年三月二七日政令第四四号）

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五六年六月一九日政令第二三三号）

この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五七年六月一八日政令第一六八号）

この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

# 附　則（昭和五八年八月三〇日政令第一九四号）

この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年四月一三日政令第九五号）

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二〇日政令第四三号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年九月一日政令第二八九号）

この政令は、昭和六十二年九月十日から施行する。

# 附　則（昭和六三年四月八日政令第一〇八号）

この政令は、昭和六十三年四月十五日から施行する。

# 附　則（昭和六三年七月一二日政令第二二六号）

この政令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

# 附　則（平成元年三月二二日政令第五六号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年九月二二日政令第二六八号）

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二年三月三〇日政令第七三号）

この政令は、平成二年四月六日から施行する。

# 附　則（平成三年三月一九日政令第三九号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年五月二四日政令第一七七号）

この政令は、平成三年六月三日から施行する。

# 附　則（平成三年六月一二日政令第二〇四号）

この政令は、平成三年六月二十一日から施行する。

# 附　則（平成三年九月二六日政令第三一〇号）

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

# 附　則（平成四年四月一五日政令第一四九号）

この政令は、平成四年四月二十日から施行する。

# 附　則（平成五年四月二三日政令第一五一号）

この政令は、平成五年四月二十六日から施行する。

# 附　則（平成五年九月二九日政令第三二一号）

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成五年一〇月二七日政令第三四二号）

この政令は、平成五年十月二十九日から施行する。

# 附　則（平成六年一月一四日政令第七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成六年三月二四日政令第六四号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成六年四月一日政令第一二〇号）

この政令は、平成六年四月四日から施行する。

# 附　則（平成六年八月二六日政令第二七七号）

この政令は、平成六年九月四日から施行する。

# 附　則（平成七年三月三一日政令第一四四号）

この政令は、平成七年四月二日から施行する。

# 附　則（平成八年六月二六日政令第一九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二四日政令第五七号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年一〇月一七日政令第三一八号）

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

# 附　則（平成一〇年一二月二八日政令第四二三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年七月九日政令第二二三号）

この政令は、平成十一年七月二十日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月一七日政令第六五号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日政令第一〇八号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年九月五日政令第二八八号）

この政令は、平成十三年九月十日から施行する。

# 附　則（平成一四年三月二五日政令第六二号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一月一五日政令第六号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一〇月二二日政令第四五九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十五号）の施行の日から施行する。

#### 第四条（罰則に関する経過措置）

施行日前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年三月一九日政令第四六号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一六年一二月一七日政令第四〇一号）

この政令は、平成十七年二月十七日から施行する。

# 附　則（平成一七年四月二七日政令第一六七号）

この政令は、平成十七年五月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月一七日政令第四八号）

この政令は、平成十八年三月二十六日から施行する。

# 附　則（平成一八年六月二日政令第二〇九号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月九日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

#### 第四条（罰則に関する経過措置）

附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一九年一一月二八日政令第三四六号）

この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年五月二日政令第一七五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 第三条（検疫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

施行日前に第三条の規定による改正前の検疫法施行令第一条に規定するインフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）に係る措置が行われた場合においては、検疫法第三十二条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費又は同法第三十三条の規定により支弁する費用若しくは負担する負担金については、なお従前の例による。

#### 第四条（罰則に関する経過措置）

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二一年六月三日政令第一四七号）

この政令は、平成二十一年六月四日から施行する。

# 附　則（平成二二年三月一〇日政令第二三号）

この政令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

# 附　則（平成二二年七月二八日政令第一七六号）

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一月一四日政令第五号）

この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年五月二五日政令第一五三号）

この政令は、平成二十四年六月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年一一月二六日政令第二七八号）

この政令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年四月二六日政令第一三一号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

# 附　則（平成二五年一二月六日政令第三三五号）

この政令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月三一日政令第一二六号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年七月一六日政令第二五八号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

# 附　則（平成二七年一一月二六日政令第三九二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年一二月四日政令第四〇五号）

この政令は、平成二十七年十二月十日から施行する。

# 附　則（平成二八年二月五日政令第四一号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

# 附　則（令和元年六月七日政令第二四号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

# 附　則（令和元年九月二七日政令第一一七号）

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

# 附　則（令和二年一月二八日政令第一二号）

この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

# 附　則（令和二年一月三一日政令第二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年二月一三日政令第二九号）

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。